

目 次

新年のあいさつ	1
労働保険料の納付は口座振替で！	2
茨城県特定（産業別）最低賃金の改正のお知らせ	3
障害者就職面接会のご案内（後期）	4
行動計画の策定等について	5
労働委員会の窓から	6～7
ワーク・ライフ・バランスシンポジウム開催のご案内	8～9
第44回茨城県障害者技能競技大会を開催しました	10
「現代の名工」4名受賞！/いばらき労働相談センターのご案内	11



新 年 あ い さ つ

茨城県知事 橋本 昌

あけましておめでとうございます。

皆様にはすがすがしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、地域経済が厳しい中、関東・東北豪雨が発生するなど、大変な一年でありましたが、一方で、上期の工場立地件数や面積が全国第1位となる、あるいは、今年5月のG7茨城・つくば科学技術大臣会合の開催が決定されるなど、明るい話題もありました。

本年は、人口が減少する中であっても本県を着実に発展させていくための重要な年でありま。災害に強い県土づくりとあわせ、昨年策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方創生に全力を注いでまいります。

まず、働く場の確保や交流人口の拡大に向けて、引き続き、広域交通ネットワークの整備や企業誘致、最先端科学技術の集積を活かした新産業・新事業の創出、海外展開の支援を含めた中小企業や観光の振興、農業の6次産業化や農産物の輸出促進などに取り組みますとともに、UIJターンの促進、アートフェスティバルによる県北地域の振興など、「元氣ないばらき」づくりを進めてまいります。

次に、少子高齢化が急激に進む中で、福祉や医療の充実に向けて、結婚・出産・子育て支援をはじめ、医師確保や救急医療体制の整備、高齢者の健康・生きがいづくりや障害者の自立支援、公共交通や生活支援サービスの確保など、安全・安心・快適な生活環境の実現に力を注ぎ、「住みよいいばらき」づくりを進めてまいります。

また、将来のいばらきづくりの基本となる人づくりのため、少人数教育の推進、理数教育・国際理解教育の充実を図りますとともに、道徳・郷土教育の充実やいじめ対策、女性や若者が活躍しやすい環境づくりや文化の振興など、「人が輝くいばらき」づくりを進めてまいります。

さらに、世界湖沼会議や茨城国体・全国障害者スポーツ大会、東京オリンピック・パラリンピックなどに向けて準備を進めてまいります。

皆様のご健勝・ご多幸をお祈りいたしまして、新年のあいさつといたします。

労働保険料の納付は口座振替で！

茨城労働局労働保険徴収室

労働保険料の口座振替制度とは、あらかじめ届け出いただいた口座から、労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、納付する制度です。

一度手続きをしていただければ、翌年度（納期）以降も、継続して口座振替により納付することができ、手数料はかかりません。

口座振替納付をご希望される方は、所定の申込用紙に記入・押印いただき、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください（一部の金融機関では口座振替の取扱いがありませんのでご注意ください）。

申込締切日

期	第1期	第2期	第3期	第4期
申込締切日 金融機関の窓口あて	2月25日	8月14日	10月11日	1月7日

※申込締切日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日が締切日となります。

口座振替納付日

期	第1期	第2期	第3期	第4期
口座振替 納付日	9月6日	11月14日	2月14日	3月31日

※口座振替納付日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

口座振替制度の概要及び取扱い金融機関名並びに申込用紙のダウンロードについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>（労働基準→労働保険の適用・徴収）



【お問い合わせ先】

茨城労働局労働保険徴収室(029-224-6213)

茨城県の最低賃金

I 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日 月 日	適用範囲
茨城県最低賃金	747	平成 27.10.4	茨城県内の事業所で働くすべての労働者

II 特定(産業別)最低賃金

- ※ 適用除外 (特定(産業別)最低賃金を適用せず茨城県最低賃金を適用する労働者)
 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 (3) 清掃、片付けの業務に主として従事する者 (4) 下表の備考欄の適用除外業務に従事する者
 ※ 主要な経済活動が適用範囲に掲げる産業に分類される純粋持株会社は、当該適用範囲に含まれます。
 ※ 件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります。

産業名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日 年 月 日	適用範囲	備考(適用除外等)
鉄鋼業	851	平成 27.12.31	茨城県内の鉄鋼業の事業所で働く労働者。	手作業による製品の洗浄又は包装の業務に主として従事する者については、茨城県最低賃金を適用する。
はん用機械器具 生産用機械器具 業務用機械器具製造業	825	平成 27.12.31	茨城県内のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業のいずれかの事業所で働く労働者。 ただし、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。 並びに、業務用機械器具製造業のうち、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。	次に掲げる業務に主として従事する者については茨城県最低賃金を適用する。 イ 賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、 医療用機械器具・医療用品、 光学機械器具・レンズ、 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具、 時計・同部分品製造業	821	平成 27.12.31	茨城県内の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所。並びに電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業のいずれかの事業所で働く労働者。 ただし、電気機械器具製造業のうち電球製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業、情報通信機械器具製造業のうちラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業のうち音響部品・磁気ヘッド・小型モーター製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。 また、測量機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。	ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
各種商品小売業	795	平成 27.12.31	茨城県内の各種商品小売業の事業所で働く労働者。 なお、各種商品小売業とは、衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、そのいずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいう。(百貨店・総合スーパー・よろず屋等)	

詳しくは、茨城労働局ホームページの「茨城県の最低賃金」をご覧ください。
お問い合わせ先は茨城労働局 労働基準部 賃金室 (029-224-6216) となります。

平成27年度
(後期)

障害者就職面接会の開催

鹿嶋会場

鹿嶋セントラルホテル
神栖市大野原4-7-11

2月5日(金)

開催時間13:00~15:30
(受付12:30~)

土浦会場

ホテルグランド東雲
つくば市小野崎488-1

2月9日(火)

開催時間13:00~15:30
(受付12:30~)

筑西会場

結城市民情報センター
結城市国府町1-1-1

2月10日(水)

開催時間13:00~15:30
(受付12:30~)

日立会場

国民宿舎「鶴の岬」
日立市十王町伊師640

2月16日(火)

開催時間13:00~15:30
(受付12:30~)

水戸会場

ホテルレイクビュー水戸
水戸市宮町1-6-1

2月19日(金)

開催時間13:00~15:30
(受付12:30~)

●詳しいお問い合わせは、管轄のハローワークまでお願いします。

ハローワーク一覧

安定所名	所在地	電話番号	管轄区域
水戸	水戸市水府町1573-1	029-231-6221	水戸市 ひたちなか市 那珂市 茨城町 大洗町 城里町 東海村
笠間	笠間市石井2026-1	0296-72-0252	笠間市
日立	日立市若葉町2-6-2	0294-21-6441	日立市
筑西	筑西市成田628-1	0296-22-2188	筑西市 結城市 桜川市
下妻	下妻市古沢34-1	0296-43-3737	下妻市 八千代町
土浦	土浦市真鍋1-18-19	029-822-5124	土浦市 つくば市 かすみがうら市 阿見町
古河	古河市東3-7-23	0280-32-0461	古河市 境町 五霞町
常総	常総市水海道天満町4798	0297-22-8609	常総市 守谷市 坂東市 つくばみらい市
石岡	石岡市東石岡5-7-40	0299-26-8141	石岡市 小美玉市
常陸大宮	常陸大宮市野中町3083-1	0295-52-3185	常陸大宮市 常陸太田市 大子町
龍ヶ崎	龍ヶ崎市若柴町1229-1	0297-60-2727	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 利根町 河内町 美浦村
高萩	高萩市本町4-8-5	0293-22-2549	高萩市 北茨城市
常陸鹿嶋	鹿嶋市宮中1995-1	0299-83-2318	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市



H u s t l e !

次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画を策定・実施しましょう！

～ 計画終了前には次期の計画の策定届出を ～

次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者数101人以上の事業主は、平成37年3月31日までの間、従業員の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画（以下「行動計画」といいます。）を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。

また、労働者数100人以下の事業主も、行動計画の策定・届出が努力義務となっておりますので、ぜひ、行動計画の策定にお取り組みください。

○行動計画とは？

従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、

①計画期間

②目標

③目標を達成するための対策の内容と実施時期

を定めるものです（右記「行動計画の例」参照）。

目標の設定に当たっては、自社の現状や従業員のニーズを把握し、可能な限り定量的な数値目標

（例：平成〇年までに育児休業取得率を男性□%、女性△%）とすることが望ましいものです。

○行動計画策定後は？

①一般への公表 ②従業員への周知 ③労働局への届出 を行う必要があります。

①一般への公表方法

公表の方法には、自社のホームページへの掲載や厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」(<http://www.ryouritsu.jp/>)への掲載などの方法があります。

②従業員への周知方法

周知の方法には、事業所の見やすい場所への掲示や備え付け、従業員への配布、電子メールでの送付、イントラネット（企業内ネットワーク）への掲載などがあります。

③届出方法

「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第一号）を、郵送、持参等により都道府県労働局 雇用均等室（本社機能のある事業所が茨城県内にある場合は、茨城労働局雇用均等室）あて届け出てください。

様式第一号は、茨城労働局ホームページ(<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)からダウンロードすることが可能です。

<行動計画の例>

平成27年12月1日

〇〇株式会社 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年1月1日

～ 平成29年12月31日

2. 内容

【目標】小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。

【対策】

平成〇年〇月～ 社員のニーズの把握、検討開始

平成〇年〇月～ 制度導入

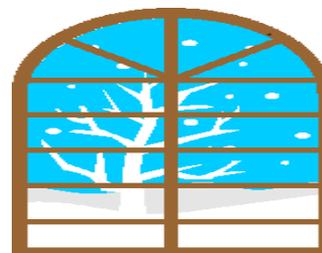
平成〇年〇月～ 社内広報誌や説明会による社員への周知

お問い合わせ、届出先：茨城労働局雇用均等室

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 (TEL: 029-224-6288)

労働委員会の窓から

平成27年10月1日～平成27年11月30日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

● 今期の事件の状況



- **審査事件**（労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度）
・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は2件です。
- **調整事件**（労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）
・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件はありません。
- **個別あっせん事件**（労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）
・・・当該期間中に新規申請が2件ありました。
うち、1件が終結し、1件が係属中です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
A(有)事件	サービス業	H27. 10. 13 労働者	①正社員としての地位確認 ②不適切な解雇手続きの謝罪及び解決金の支払
B(株)事件	建設業	H27. 10. 20 労働者	①求人虚偽記載及び虚偽説明の事実を認めること ②上司、同僚からのパワハラの実事実を認め謝罪すること ③パワハラにより精神的苦痛を受けたことに対する慰謝料及び退職に追い込まれたことに対する損害賠償の支払

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
A(有)事件	サービス業	H27. 10. 13 労働者	①正社員としての地位確認 ②不適切な解雇手続への謝罪及び解決金の支払	平成 27 年 10 月 30 日、被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったためあっせん不開始とし、本件争議は終結した。



労働委員会講座



● 公益事業における争議行為の予告通知 ●

公益事業で争議行為をしようとする場合には、労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定に基づき、争議行為をしようとする日の少なくとも 10 日前までに労働委員会と知事にその旨を通知しなければなりません。

この規定に違反して争議行為を行うと 10 万円以下の罰金が科せられる場合があります。

なお、公益事業とは次のような事業であって、県民の日常生活に欠くことのできないものをいいます。

- ア 運輸事業
- イ 郵便、信書便又は電気通信の事業
- ウ 水道、電気又はガス供給の事業
- エ 医療又は公衆衛生の事業



【お問い合わせ先】：茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
TEL029-301-5563 (総務調整課), 029-301-5568 (審査課)
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

平成28年度

ワーク・ライフ・バランス シンポジウム

日時： 平成28年 **2月15日**(月) 13:30 (受付13:00~)

会場： **ホテルレイクビュー水戸** (水戸市宮町1-6-1)

入場 無料



◆ワーク・ライフ・バランスシンポジウム

基調講演 (厚生労働省委託事業「イクメンプロジェクト」プログラム)

講師 **渥美 由喜 氏**

厚生労働省イクメンプロジェクト推進委員会委員
株式会社東レ経営研究所主任研究員

パネルディスカッション

ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業の方などをパネリストにお迎えして、意見交換を行います。

交通アクセス

【公共交通機関ご利用の場合】

常磐線水戸駅南口下車 徒歩約3分

【自動車ご利用の場合】

常磐自動車道 水戸ICから約30分、北関東自動車道

水戸南ICから約15分(無料駐車場(240台)完備)



主催：茨城県 共催：厚生労働省委託事業「イクメンプロジェクト」

お問い合わせ 茨城県商工労働部労働政策課 労働経済・福祉G

TEL:029-301-3635 E-mail:rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

お申込み方法

下欄に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送でお申し込みください。
Eメールでお申し込みの場合は、必要事項をメール本文にご記入ください。

【お申し込み先】

茨城県商工労働部労働政策課 〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649

Eメール rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

【締め切り】 平成28年2月12日(金)

参加申込書			
貴社名・団体名		業種	
出席者名	(フリガナ)	役職	
出席者名	(フリガナ)	役職	
連絡担当者	(フリガナ)	所属・役職	
TEL			
FAX			
E-mail			

茨城県商工労働部労働政策課 行 FAX 029-301-3649

- ※ ご記入いただきました内容は、当イベントの参加者管理にのみ使用いたします。
- ※ 当イベント事務局以外の団体・個人等の第三者に対して、情報を開示・提供することは一切ありません。



● ○ お知らせ ○ ●

県では、ワーク・ライフ・バランスに関する公式facebookページ「いばらきワークライフバランス倶楽部」を運営しています。
皆様のワークライフバランスに関する取り組みなどの投稿やコメントをお待ちしています。

「いばらきワークライフバランス倶楽部」
<https://www.facebook.com/ibaraki.wlb>

第44回茨城県障害者技能競技大会を開催しました

この大会は、障害のある方が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある方々に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的としています。

大会では、各種目において日ごろの練習の成果が十分に発揮され、ハイレベルな大会となりました。

開催日	平成27年10月10日(土) 9:30~15:00
主催	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部，茨城県
競技会場	茨城県職業人材育成センター(水戸市水府町864-4)
競技種目	電子機器組立，ワード・プロセッサー，ビルクリーニング，縫製(知的)，木工(知的)，喫茶サービス，パソコンデータ入力(知的) 【7種目】
参加者数	62名

【お問い合わせ】茨城県商工労働部職業能力開発課 (TEL:029-301-3656)

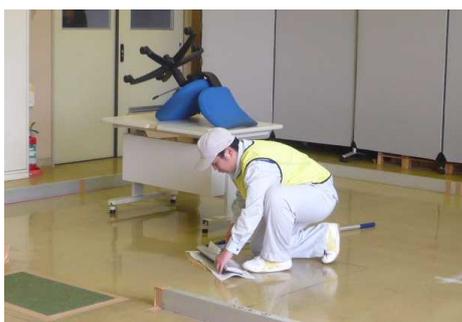
競技の様子



電子機器組立競技



ワード・プロセッサー競技



ビルクリーニング競技



縫製競技



木工競技



喫茶サービス競技

「現代の名工」4名受賞!

産業各分野の卓越した技能者（現代の名工）に、本県からは4名の技能者が選ばれ、厚生労働大臣の表彰を受けました。現代の名工となられた皆さんは、長年にわたる技能の研鑽が評価されたもので、現在、各分野でご活躍されております。

氏名	職種	所属
あかがみ きくこ 赤上 喜久子	美容師	(株)ウーマン
にしむら ひでと 西村 秀人	産業用機械組立工	(株)日立製作所インダストリアルプロダクツ社 機械システム事業部
ふるはし としのり 古橋 俊徳	配電盤・制御盤組立・調整工	(株)日立製作所インダストリアルプロダクツ社 電機システム事業部
ほりえ ゆたか 堀江 豊	造園工等	(株)下館造園

いばらき労働相談センターのご案内

一方的な解雇や配置転換、賃金の不払いや長時間労働、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。面談のほか、電話での相談も受け付けておりますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

◆いばらき労働相談センター（水戸市三の丸1-7-41）◆

【電話番号】029-233-1560

【相談時間】平日 9:00~20:00（相談受付は19:30まで）

土日 10:00~16:00（相談受付は15:30まで）

※祝日、年末年始は休業

【相談内容】労働条件、採用、解雇、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ、セクハラなどに関する労働相談



* お住まいの地区において面接による相談を希望する場合は、センターの相談員が日程調整の上出張面談を行いますので、事前にご連絡ください（出張面談を行う場所は、各地区（県北・日立・鹿行・県南・県西）就職支援センター内となります）。

茨城労働 Seed 茨城県商工労働部労働政策課
1月号 第691号 〒310-8555 水戸市笠原町978番6
平成28年1月発行 TEL 029-301-3640
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>